

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝
営業時間:9～17時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

2020 年
(令和 2 年)
5 月 11 日
第 1057 号

**緊急事態宣言の延長により、大宮民商は
特別業務体制となります。**

- ・当面の間、**商工新聞を全て郵送にします。**
 - ・**事務局員の出勤数、勤務時間の削減を予定中。**
- ご理解とご協力をお願いします。

**来所前には必ず電話予約をして
ください。予約なき来所は対応
出来ません。**

《 予 定 表 》

5/11(月)無料法律相談会 13:00～(要予約)
5/13(水)三役会

申請受付始まりました 持続化給付金 個人事業主に**最大 100 万円**
中小企業に**最大 200 万円**

5 月 1 日から Web による申請受付が始まっています。郵送での申請は予定されていません。受付窓口の設置は予定されていますが、具体的な日時等はまったく未定です。可能な人は Web 申請をチャレンジしてみてください。「むずかしい…!」という会員さんは民商へご相談ください。

【給付対象者】

- ・2019 年以前から事業により事業収入（売上）を得ていて、今後も事業継続する意思があること。
- ・2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月があること。

【申請期間】 2020 年 5 月 1 日から 2021 年 1 月 15 日まで

【申請方法】 申請用 HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>) から電子申請。※メールアドレスが必要です

【必要なもの】 ※電子申請の場合、jpeg や PDF などの画像データにする必要があります

●法人の場合

- ☐直近の確定申告書 第一表の控え（税務署の受付印があるもの）
- ☐直近の法人事業概況書の控え（2 枚（両面））※「法人事業概況書」の控えがない人は民商へご相談ください。

●個人 青色申告の場合

- ☐2019 年分の確定申告書 第一表の控え（税務署の受付印があるもの）
- ☐2019 年分の青色決算書の控え（2 枚）（表紙と、月別売上が記載のページ）

●個人 白色申告の場合

- ☐2019 年分の確定申告書 第一表の控え（税務署の受付印があるもの）
- ※「収入金額等」の欄が空欄の人は民商へご相談ください。

●共通

- ☐対象月の月間事業収入が分かるもの（2020 年〇月と明確に記載されている、確定申告書の基礎となるもの）
- ☐本人確認書類（運転免許証は両面）（マイナンバーカード）（写真付き住民基本台帳カード）（在留カード）等（個人事業主の場合のみ必要）
- ☐口座通帳の写し（通帳の表紙と通帳を開いた 1・2 ページ目の両方）
（法人の場合は法人名義の、個人の場合は申請者本人名義のもの）



☆班集金・個別集金ともに 15 日集金へのご協力をお願い致します。☆相談・来所時には事前に電話連絡ください。

〈世相〉新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が、5 月 31 日まで延長された。

忘れずに申請して！ 新型コロナで営業休んだ事業者へ 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

内容	受付期間	窓口
感染症拡大抑制のため 4/8 ～ 5/6 までの間、7 割（20 日間）以上休業した埼玉県内の個人事業者・中小企業者に、 20 万円 （複数の事業所を有する場合は 30 万円）を支援。	5 月 7 日 ～ 6 月 15 日	・主に Web 申請 ・郵送での申請も可

【対 象】

4 月 7 日以前に営業活動が確認できる県内の中小企業・個人事業主で、4 月 8 日から 5 月 6 日までの間、新型コロナの影響で 7 割（20 日間）以上休業した場合に支給。

※業種の限定は無し。

※本社が県外の場合は対象外。

【休業の数え方】

※定休日、臨時休業日も含んでよい。

※売上げがなかった日は 1 日休業と数えてよい。

※営業時間を短縮した日は 0.5 日休業と数えてよい。

※飲食店で通常営業をやめデリバリーやテイクアウトだけを営業した日は 0.5 日休業と数えてよい。

※複数店舗ある場合は、1 事業所でも休業している実態があれば対象となる。



原則 Web 申請だが郵送でも OK！



埼玉県の該当 HP

【申請期間・手続】

2020 年 5 月 7 日(木)から 2020 年 6 月 15 日(月)←とても短期間です！ 早めに手続きを！

原則、電子申請。電子申請できない場合のみ郵送も受け付ける。

【必要書類】（全て写しで可。郵送の場合、書類は返却しません）

☐ 身分証明書（個人事業主のみ）（運転免許証、健康保険証など）

☐ 確定申告書の控え（第一表、税務署の受付印があるもの）または個人事業税や法人県民税の領収書

☐ 事業活動に必要な許可取得の確認書類（事業活動に必要な場合のみ。飲食店営業許可、風俗営業許可など）

☐ 4/8 ～ 5/6 の間の休業状況が分かる書類（休業期間を告知した店頭ポスターや Web ページの写真など）

☐ 4/8 ～ 5/6 の間の売上がない日が分かる書類

（告知ポスターに明確な休業期間が書いてない場合や「営業したが売上がなかった日」があった場合に必要）

☐ 振込先口座の通帳の 1 ・ 2 ページ目

○電子申請の場合は、上記の画像ファイルを用意して使う。

○郵送申請の場合は上記の写しと、申請書一式（Web からダウンロードするか県税事務所等でもらう）を用意して、送付書類が完成したら簡易書留で郵送する。

**返済不要の支援金です。該当する事業者は忘れずに申請しましょう。
やり方が分からない会員さんは民商へ相談！**